

築上町告示第71号

平成28年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年5月19日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成28年6月2日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

小林 和政君	宗 晶子君
宮下 久雄君	有永 義正君
信田 博見君	鞆野 希昭君
池亀 豊君	工藤 久司君
丸山 年弘君	田原 宗憲君
吉元 成一君	塩田 文男君
武道 修司君	田村 兼光君

○6月6日に応招した議員

○6月9日に応招した議員

○6月10日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成28年6月2日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成28年6月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- 報告第1号 平成27年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 築上町障害者計画の報告について
- 日程第4 議案第57号 専決処分について (平成27年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について)
- 日程第5 議案第58号 専決処分について (平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について)
- 日程第6 議案第59号 専決処分について (平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について)
- 日程第7 議案第60号 専決処分について (平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第8 議案第61号 専決処分について (平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第9 議案第62号 専決処分について (築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 議案第63号 専決処分について (築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第11 議案第64号 平成28年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について
- 日程第12 議案第65号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第13 議案第66号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について

日程第15 議案第68号 町道路線の廃止について

日程第16 議案第69号 築上町公平委員会委員の選任について

出席議員 (14名)

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 塩田 文男君
13番 武道 修司君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君	総務係長 脇山千賀子君
-----------	-------------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長 ……………		神崎 博子君	
総務課長 ……………	八野 繁博君	財政課長 ……………	元島 信一君
企画振興課長 ……………	江本 俊一君	人権課長 ……………	武道 博君
税務課長 ……………	江本昭二郎君	住民課長 ……………	加藤 秀隆君
福祉課長 ……………	椎野 満博君	産業課長兼農委局長 ……	今富 義昭君
建設課長 ……………	平尾 達弥君	都市政策課長 ……………	竹本 信力君
上水道課長 ……………	加來 泰君	下水道課長 ……………	吉留梯一郎君
総合管理課長 ……………	永野 賀子君	環境課長 ……………	長部 仁志君
商工課長 ……………	野正 修司君	学校教育課長 ……………	繁永 和博君
生涯学習課長 ……………	柿本直保美君	監査事務局長 ……………	石井 紫君

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成28年第2回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。

6月2日付で議会を招集いたしましたところ、全議員の出席をたまり、大変ありがとうございます。

さて、3月議会以降の行政報告ということで若干、申し述べさせていただきますと、日にちを追いますと、4月18日に今、進めております、北九州市との京築それから遠賀等の連携中枢都市圏という協定を4月18日の日に北九州市と締結を終了いたしました。

なお、事業に当たりましては、今回、予算にも上げさせていただいておりますけれども、いわゆる北九州市と本町のPRという形でやっというふうなことで、いわゆる都市圏のほうにPRしていこうということで、予算にも計上させていただいているところでございます。

それから5月の22日、これは北九州市にあるサッカーチーム、北九州ギラヴァンツというところとフレンドリータウンの締結を、これも北九州の本城陸上競技場において締結をいたしました。

趣旨は、北九州ギラヴァンツが本町の青少年の育成に協力するというので、サッカー教室、それからいろんな催し物にも要請があれば赴きますというふうな協定でございます。そして、また今までもそういう形で来ていただいておりますけれども、新たにもう1つは、高齢者に対してのいわゆる健康維持活動ということで、いろんな体育の指導とかそういうものにも一応、お手伝いしたいという協定でございます。

そのかわり我々北九州近郊の京築の7つの市と町でギラヴァンツを応援しようというふうなことの協定でございます。

なお、本城陸上競技場から来年のサッカーの試合は、小倉駅裏の新しくできるスタジアムで試合ができるということで、なお我々京築地区とは非常に近くなるというふうなことで、応援のしがいもあるのではなかろうかということで、町としても町民の皆さんにお願いしをしていこうと、このように考えたところでございます。

それから、5月30日、これは6基地の関係で、いわゆる特別法が10年時限立法というふうなことで切れます。今まではこの法律に基づいていわゆる交付金が交付を関係市町村にされておりましたけれども、法律が切れればこの交付金がなくなるというふうなことで、これは議長さん

たちでつくる議会の会も一緒に運動していただいておりますけど、ちょうど30日、急遽、財務省の堀内主計官、これは防衛担当の主計官でございますけれども、一応6基地関係者一同要望に行って、ある程度の理解はしていただいたと。そしてあと、防衛省のほうにも赴きまして、これは若宮副大臣、そして中島地方協力局長、赤瀬地方協力局調整課長というところにいろんな形で話をしまして、防衛省側はできれば延長したいというふうなことで法案づくりも、今後、やってまいりますと。あとは財務省との協議で予算確保という形になりましようけどということで、双方ある程度、理解を得ておるといふふうなことで、しかし、我々としてはこれを、運動を一応、この法案ができるのは、盆過ぎまでにつくってもらわなければ来年度に間に合わないというふうなことで、今の時限立法が切れるまでに何とかしてほしいという要望を伝えたところでございます。

それから、あと広域消防、この関係できのう理事会を行いまして、消防管理者である後藤元秀市長が辞任をいたしました、管理者をですね。そこで急遽、管理者の選定をしていただきましたけれども、いろんな形の中で、負担金の多い順にそれぞれで交互にやっていこうというふうな話になりまして、一応、その場でみやこ町の井上町長が管理者になるということで、短任期間ということで、次は私が築上町の消防管理者になっていくというふうな、そういう形で、持ち回りでやっていこうと、このような結果になりました。

そして、また消防署の消防長、次長、課長については、いわゆる減給の処分をしたということで、これはもう新聞にも載ったと思いますけれども、消防長については10%減給3カ月、それから次長については減給10%1カ月、それから課長については非常に当該、いわゆる横領職員との上司の期間が長かったというふうなことで、減給10%2カ月というふうな処分がなされたという報告もございました。

それと、あともろもろのいわゆるそれぞれの関係者については、これは強制的ではないけれども、不明金を埋める形で協力をして負担をしていただこうという形で文書要請をしていこうと。そして、また理事会の報酬は条例改正を行って、今後は無報酬にすると、このようなところまで決定をしていったところでございます。

それから、また最後に、熊本の震災の件でございますけれども、これも、もう既に皆さん、私も何回ともなくこの話をしておりますけれども、町のいわゆる予備費を使いながら420万円をそれぞれの震災の市と町に直接、市町村ですね、村もありますから、直接送ろうということで、住民の数に対して避難所に避難しておる皆さんのパーセンテージにおいて支援金を送ろうというふうなことで、5%から20%までの避難者がおる市町村については10万円、それから20%から30%までの市町村については20万円、30%から40%の市町村については30万円、そして40%を超える市町村については40万円を支援金として送って、いわゆる避難所の経費

に使ってほしいという文面まで添えて送金をさせていただいたところでございます。

そしてまた、なおBG財団からもBG財団にかかわる支援金ということで10万円ほど拠出してもらえないかという話がございます、予備費を430万円ほど使って拠出をしていったと、こういうことがございますので、御報告。

なお、町民とそれから議会の皆さんからも支援金、義援金をいただきまして、現在では200万円を超えるいわゆる現金の金額に達しております。

なお、6月24日まで一応、この義援金を集めるということで、24日の日に集まった時点で、先ほど申した形で送金をさせてもらおうかなと。そうしないと、なかなかやっぱり団体等に、県に送ったり日赤に送ったりすれば、なかなか手元に行きつくまで時間がかかるということで、直接的に被害自治体のほうに送らせていただいたという経過がございます。

以上、御報告を申し上げますけども、今議会は議案報告、専決処分の報告が6件ございます。それから補正予算が2件、あと条例改正が1件、それから町道の廃止、それから築上町公平委員会の委員の選任ということで、委員さんが他界をされまして、その後任を選ぶものでございます。

よろしく御審議をいただきながら御採択をお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. **会議録署名議員の指名**

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、工藤久司議員、9番、丸山年弘議員を指名します。

日程第2. **会期の決定**

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

5月26日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

6月2日木曜日、本日は、本会議で議案の上程、なお、議案第57号から第63号については専決処分の案件であり、本日、即決することとし、議案第69号の人事案件については中日6月6日に採決することと協議いたしました。

6月3日金曜日は、公安、4日土曜日と5日日曜日は、休会といたします。

6日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

7日火曜日、8日水曜日は、考案日といたします。

9日木曜日は、本会議で一般質問といたします。

10日金曜日は、一般質問の予備日です。

11日土曜日、12日日曜日は、休会といたします。

13日月曜日は、厚生文教常任委員会とし、14日火曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。なお、総務産建常任委員会は、築城支所の第4、第5会議室で行います。

6月15日水曜日は、委員会予備日です。

16日木曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。なお、委員会審議については所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いいたします。

一般質問の受け付け締め切り日はあす6月3日正午までといたします。

以上、会期は本日から6月16日までの15日間とすることが適当だと決定いたしましたので、報告します。

また、原発事故以来、節電の必要性を踏まえ、夏季における本会議等、クールビズについて協議をいたしました。その結果、委員会においては服装はクールビズにて実施するとし、本会議においてはノーネクタイ、上着着用とします。ただし、暑い方は自分の判断で上着を取っていただきたいと思います。という結果になりましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり本日6月2日から16日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月16日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第57号ほか12件です。ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

次に、町長から2件の報告があります。

報告第1号平成27年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について。

職員の朗読に続いて、町長の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課元島でございます。

報告第1号平成27年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について、平成27年度築上町繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号第146条第2項）の規定により、別紙のとおり報告する。平成28年6月2日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第1号は、27年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

3月議会で繰越限度額が2億6,555万2,000円の11件のいわゆる繰越（ ）を皆さんの承認を得ておりましたが、実際の繰越額が2億2,476万3,000円となりました。その内訳は、一般財源が2,163万7,000円、あと地方債とそれから国庫補助金等の額が2億311万6,000円というふうな形になっております。中身については、もう省略させていただきます。

それから、特定環境保全公共下水道事業特別会計は繰越件数は1件、限度額が3,916万円で承認を得ておりましたが、実際の額が同等の繰越額が3,916万円となっております。

それからもう1件、公共下水道事業特別会計は、繰越限度額は2億1,814万円で繰越額がこれは少し下回りまして1億8,470万1,000円となっております。

以上、地方自治法第146条の第2項によって議会に報告するものでございます。

○議長（田村 兼光君） 次に、報告第2号築上町障害者計画の報告について。

職員の朗読について、町長の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 報告第2号築上町障害者計画の報告について、築上町障害者計画の策定について、障害者基本法（昭和45年法律第84号第11条第8項）の規定により、別紙のとおり報告する。平成28年6月2日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第2号は、築上町障害者計画の報告でございますが、これは障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画でございます。築上町総合計画を上位としながら、本町における障害者施策に関する基本的な計画として策定するものでございます。

平成27年度に築上町地域福祉計画、築上町障害者計画策定委員会を開催いたしまして、住民アンケート、またはパブリックコメント等を実施しながら計画を立て、審議をしていただきました。平成28年3月に取りまとめたものでございます。

なお、この報告は障害者基本法第11条第8項の規定によって議会に報告する義務がございますので、報告をさせていただきます。別紙お手元に配らせていただいておりますが、あと御参照のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これより議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第57号専決処分について（平成27年度築上町一般会計補正予算（第7号）について）から、日程第10、議案第63号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日、即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第63号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4 議案第57号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第57号専決処分について（平成27年度築上町一般会計補正予算（第7号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課の元島でございます。

議案第57号専決処分について（平成27年度築上町一般会計補正予算（第7号）について）、平成28年3月30日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成28年6月2日提出。
築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第57号は、専決処分でございますが、本件は27年度築上町一般会計補正予算（第7号）を専決処分させていただきました。

主な内容は、繰越明許費の追加4件ということと、それから起債等の、起債を最後に一応修正していくというふうなことで専決処分をさせていただいたところでございます。

御承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第57号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は承認することに決定しました。

日程第5、議案第58号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第58号専決処分について（平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課の元島でございます。

議案第58号専決処分について（平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）、平成28年3月30日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成28年6月2日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第58号も、これは専決処分の議案でございますけれども、本件は国の繰越承認が3月22日に得たところでございます。そして、また議会を開くいとまがなかったというふうなことで、3月30日付で専決をさせていただきました。

これは特定環境保全公共下水道事業の管路敷設工事において、他事業との協議が必要となったために、こういう経過になったところでございます。

よろしく御審議をいただきながら、御承認をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第58号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は承認することに決定しました。

日程第7、議案第60号専決処分について、平成28年度築上町——ちょっと済いません、日程第7、議案第60号専決処分について、平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計（「議長、59号」と呼ぶ者あり）どうも失礼しました。

日程第6. 議案第59号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第59号専決処分について（平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課元島でございます。

議案第59号専決処分について（平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）、平成28年3月30日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成28年6月2日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第59号も、これは専決処分でございますが、これはやはり国の繰越承認が3月22日に得ることができました。それに基づきまして、繰り越しをするということが決定いたしまして、その間、議会を開くいとまがございましたので、これを専決処分させていただいたという次第でございます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第59号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は承認することに決定しました。

日程第7. 議案第60号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第60号専決処分について（平成28年度築上町住宅新

築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課元島でございます。

議案第60号専決処分について（平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成28年5月24日付で専決処分したので報告し、承認を求める。
平成28年6月2日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第60号も、これは専決処分でございますが、平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決でございます。

本議案は毎年の例でございますけれども、この会計が赤字会計という形になって、27年度の決算をするに当たって補填をしなければいけないというふうなことで、2億5,300万ほどこれを27年度の予算に補填をしていくというふうなことで専決処分をさせていただいたところでございます。

なお、回収率は、滞納繰り越し分の回収率が1.39%ということで、若干ではございますけれども回収に努力しながら今、この会計を何とか維持していこうということで頑張っているところでございます。

以上でございます。よろしく御審議をいただき、御承認をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第60号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は承認することに決定しました。

日程第8. 議案第61号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第61号専決処分について（平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課元島でございます。

議案第61号専決処分について（平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）、平成28年5月24日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成28年6月2日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第61号も、これは専決処分でございます。平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決でございます。

本予算案も平成27年度の決算において、赤字というふうなことで1億3,600万ほど赤字が見込まれるということで、一応28年度から29年度に繰り上げ充用をしなければいけないと、このような決算になったところでございます。

なお、参考までに平成27年度の単年度収支、これは3,069万5,000円の赤字でございます。そして累計の赤字見込みが先ほど申した1億3,600万円の赤字ということで、この会計も一応、税の値上げをしないという形で、あとこの保険者が築上町から福岡県に変わる、平成30年度に変わるというふうなことで、現状のまま、税の値上げをしないまま赤字を保って行きながら、あと基本的にはもう一般会計でその分、赤字補填をやりながら国保会計を精算してしまおうと、このような考え方で今、行っているところでございます。

よろしく御審議をいただきながら、御承認をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第61号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は承認することに決定しました。

日程第9. 議案第62号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第62号専決処分について（築上町税条例の一部を改正

する条例の制定について)を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長(八野 繁博君) 議案第62号専決処分について(築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について)、平成28年3月30日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成28年6月2日提出。築上町長新川久三。

○議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 議案第62号も専決処分の議案でございますが、これは築上町税条例の一部を改正する条例の専決でございます。

本議案は、国のいわゆる地方税法が平成28年の3月30日付で一応成立をいたしました。そのために賦課が軽自動車税、町民税とも差し迫っているというふうなことで、専決処分をさせていただいたものでございます。中身につきましては法人町民税、その法人税割の税率は改正前が9.7が改正後は6.0になるという形になります。そして引き下げ分は地方法人税として地方交付税の原資となる予定でございます。

それから、自動車取得税廃止による軽自動車税の変更でございます。従来の自動車取得税に変わり、軽自動車税の環境性能割を課税するというふうなことで、当分の間は県が徴収しながら町に納入してもらおうと。そして町は徴収経費を県に支払うと、このような形態で行われるようになっております。

そして、従来の軽自動車税は種別割に名称変更をさせていただくところでございます。そういう形の中で、税条例を改正させていただきました。

よろしく御審議をいただき、御承認をお願い申し上げます。

○議長(田村 兼光君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第62号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は承認することに決定しました。

日程第10. 議案第63号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第63号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第63号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成28年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成28年6月2日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第63号も、これは専決処分でございますが、これは築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決でございます。

これも地方税法の改正によりまして法律にこの条例を合わせるものでございまして、課税限度額、これが医療については52万が54万円に、それから後期支援が17万円が19万円に、介護がこれは16万円ということで変更はございません。

そして、あと軽減判定所得ということで33万円掛け被保険者、これが今までは被保険者が掛けの26万が26万5,000円に変わります。それから2割軽減の方は被保険者掛け47万が被保険者掛け48万に変わってくると、このような状況の一応、条例改正でございます。

よろしく御審議をいただきながら、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 議案第63号は、国保税の課税限度額47万円を49万円に、17万円を19万円に合わせて4万円引き上げるその他の条例改正であります。私は12月議会の一般質問で、国保には構造的な問題がある、全国知事会が高過ぎる国保税を引き下げのために1兆円の財政投入を求めていること、または低所得者層、給与収入228万円4人家族を例に挙げて、高い国保料を税について質問いたしましたが、この課税限度額が適用される層についても高い国保税が課税されるため、引き上げられても困らない高額所得者層ではなく、中間層の町民の方に大きな負担増になると考えます。

また、このような住民の生活に直結している条例の改正を専決処分とすることは議会軽視であり、住民軽視であると考えます。

以上の理由で、この条例改正に反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） ないようですね。これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決を行います。議案第63号は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第63号は承認をすることに決定しました。

日程第11. 議案第64号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、議案第64号平成28年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課元島でございます。

議案第64号平成28年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成28年6月2日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第64号は、平成28年度築上町一般会計補正予算（第1号）でございます。

本予算は規定の歳入歳出予算の総額が119億6,750万円に1億6,092万2,000円を追加いたしまして、121億2,842万2,000円の総額と定めるものでございます。

歳出の主なものは、水道事業会計への補助金3,100万、本庁の移転調査2,817万1,000円、基地対策事業築上町航空交流館建築の展示基本設計費2,406万3,000円、荒廃森林再生事業が1,650万円、それから農村地域防災減災事業1,121万5,000円などとなっております。

歳入の主なものは、荒廃林、これは県からの補助金でございますが支出の同額1,650万円、それから過疎対策事業債3,140万円、それから旧合併特例債の2,670万円、それから農村地域防災減災事業補助金300万円を充てながら、前年度の繰越金6,478万1,000円を予定しております。

よろしく御審議をいただきながら御採択をお願い申し上げます。

日程第12. 議案第65号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第65号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課元島でございます。

議案第65号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成28年6月2日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第65号は、平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本予算案は、規定の歳入歳出予算の総額32億5,673万5,000円に162万円を追加いたしまして、歳入歳出総額の予算を32億5,835万5,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、いわゆる歳入では一般会計からの繰入金162万円、それからあと療養給付費負担金860万9,000円、それから減額、これは減額でございます。それから普通調整交付金1,259万6,000円等々、いわゆる、それから前期高齢者の交付金2,120万5,000円がこれが同額というふうなことで、いろいろ国庫から来る金等々の修正を行いながらのものでございます。

歳出は主なものは国民健康保険の広域化に対するシステム改修費が162万円ということで、この分が実質的な補正の額となっておりますのでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

日程第13. 議案第66号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、議案第66号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課元島でございます。

議案第66号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成28年6月2日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第66号は、平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本案は規定の第3条予算の収益的支出を266万4,000円増額いたしまして、総額3億

9,620万1,000円に改めます。

第4条予算の資本的収入を16万8,000円減額いたしまして、総額3億3,805万1,000円と改め、資本的支出を2,986万6,000円増額いたしまして4億8,546万9,000円に改めるものでございます。

内容は、人事異動に伴う人件費の増額、それから老朽管更新事業に対する国庫補助金の減額に伴う財源のいわゆる構成、需用費の見直し等による増額でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第14. 議案第67号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第67号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第67号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年6月2日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第67号は、築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、今までは町内子供会に対する減免条例がありましたが、町内在住児童で組織された団体のバンガロー及び山小屋使用料を減免しておりました。これを廃止して子供会に限らず、全ての一応減免対象ということで、これもう特に町長が定める、認めるものというふうなことで、町内のそういう類似団体等々、全ての団体が適応されるような形でしたいというふうなことでございます。

それから、テント設営場は管理棟から非常に遠く、安全確保が困難であるために、このテント設営場は廃止するというのが条例の主なものでございます。築上町キャンプ場条例の一部を改正する、いわゆる議案でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第15. 議案第68号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第68号町道路線の廃止についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第68号町道路線の廃止について。次のように町道路線の廃止するものとする。平成28年6月2日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第68号は、町道路線の廃止でございます。

本案は町道東八田18号線の沿線地権者より、その所有地の一部と町道の交換の申し出がございまして、道路沿線土地及び利用状況を調査した結果、妥当と認められます。その処分のために町道路線を廃止をするものであります。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第16. 議案第69号

○議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第69号築上町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第69号築上町公平委員会委員の選任について。築上町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月2日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第69号築上町公平委員会委員の選任についての議案でございます。

本案は、築上町公平委員会委員、進秀孝氏が平成28年4月14日に他界されました。そのために、新たに築上町公平委員会委員として遠久隆生氏を選任することについての議会の同意を求めるものでございます。

なお、遠久隆生氏の履歴についてはお手元に配付しておりますが、町職員として勤務して住民課長を最後に退職をして、5月いっぱいまでは郡の町村会の事務局として勤めておりましたが、退任をしたのでお願いをしたら、快く、私でよければということで同意をいただいて、提案をしておるところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは明日の正午までとします。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで散会します。御苦労さまでした。

午前10時51分**散会**
